

緊急事態宣言に伴うクラブ休業期間の会費の取り扱いについて

新型コロナウイルス対策にご理解とご協力賜り誠に感謝申し上げます。

休業期間のクラブ会員様の会費は、以下の通り取り扱わせていただきます。

1. 4月度会費

4月度の会費は、休業日数に応じた会費相当額を6月の会費に充当させていただきます。

4月末で退会手続きをされたお客様の4月度の会費につきましては、休業日数に応じた会費相当額を5月に返金させていただきます。

2. 5月度会費

5月度の会費は、休業日数に応じた会費相当額を7月の会費に充当させていただきます。

5月末で退会手続きをされたお客様の5月度の会費につきましては、休業日数に応じた会費相当額を6月に返金させていただきます。

※休会中の方の休業日数分の会費充当に関しては、ご利用復帰月に充当させていただきます。

■充当会費の計算式について（緊急事態宣言に伴う休業期間4月18日から5月8日）

・レギュラー、カンパニー会員様の場合

4月の休業日数分の会費は、「会費÷25日（ご利用可能日数）×11日（休業日数）」分が6月会費に充当

5月の休業日数分の会費は、「会費÷27日（ご利用可能日数）×7日（休業日数）」分が7月会費に充当

・デイトタイム会員様の場合

4月の休業日数分の会費は、「会費÷21日（ご利用可能日数）×9日（休業日数）」分が6月会費に充当

5月の休業日数分の会費は、「会費÷22日（ご利用可能日数）×6日（休業日数）」分が7月会費に充当

・24時間、プレミアム会員様の場合

4月の休業日数分の会費は、「会費÷29日（ご利用可能日数）×13日（休業日数）」分が6月会費に充当

5月の休業日数分の会費は、「会費÷30日（ご利用可能日数）×8日（休業日数）」分が7月会費に充当

・ホット会員様の場合

4月の休業日数分の会費は、「会費÷17日（ご利用可能日数）×8日（休業日数）」分が6月会費に充当

5月の休業日数分の会費は、「会費÷18日（ご利用可能日数）×4日（休業日数）」分が7月会費に充当

※会員区分でご利用可能日数と対象の休業日数が異なります。

例) レギュラー会員様（税別 9,500円でご登録の方）

4月の休業日数分の月会費の算出方法

10,450円（税込）÷ 25日×11日=4,598円

5月の休業日数分の月会費の算出方法

10,450円（税込）÷ 27日×7日=2,709円

その他、ご不明な点がございましたら当クラブにお問い合わせくださいませ。（022-352-4781）